

令和7年度いばらき海外留学（短期）支援事業募集要項

茨城県内の県立高等学校、県立中等教育学校（後期課程）に在籍する生徒に、12 日以上 30 日以内の海外への留学を支援することによって、全県的に海外留学の気運を高め、グローバル人材の育成に資する。

1 交付制度の概要

交付対象期間	令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）
交付する 支援金の額	次の①、②のいずれか少ない方 ①基準額 10 万円 ②交付対象の留学経費の全支出額（千円未満切捨て）
交付人数	50人
対象となる プログラム	下の①～④のすべての要件を満たすもの ① 時期：令和7年度中に出国し、帰国すること。 ② 期間：出国、帰国の移動日も含めて12日以上30日以内。 ③ 対象：現地での語学研修等、生徒の英語実践力を向上させる内容が、全日程の7割程度含まれること。 ④ 内容：学校等が実施する海外留学 ただし、修学旅行、部活動の遠征、学年・学科・クラス・コース単位でのプログラムは除く。 ※民間団体主催の海外派遣プログラム等で、校長が認めたものも含む。 ※令和8年3月31日までに経費の支払いが終了しているもの。
交付対象者の 資格及び要件	①派遣期間中に、茨城県内の県立高等学校、県立中等教育学校（後期課程）に在籍する者 ②以下のア～ウのいずれかに該当し、かつ校長が推薦する者 ア 生徒会、部活動及びボランティア活動等で顕著な活動実績を有する者 イ 国連グローバルセミナー、英語プレゼンテーションフォーラム等への参加実績を有する者 ウ グローバル化の進展する社会で、将来世界を視野に入れて活躍しようとする志のある者 ※ただし、参加するプログラムに対して <u>公的機関等の補助を受けている者は除く。</u>

交付対象経費 (交付対象期間内に支出したものとす る)	①国際航空運賃（１往復分） ②自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（１往復分） ③受入れ国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（１往復分） ④空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用 ⑤査証（ビザ）・旅券取得手続諸費用 ⑥外国の正規の後期中等教育機関等に納入する研修費、施設利用費等 ⑦海外傷害保険料 ⑧寮費、ホームステイの場合はホストファミリーに支払う費用 （派遣が決定する前に生じる費用は対象外とする。）
-----------------------------------	--

２ 提出書類

提出期限	令和７年７月１８日（金）消印有効
提出書類 (在籍する学校を通じて、提出する) ※⑥は、該当する場合のみ	①令和７年度いばらき海外留学（短期）支援事業申請書（様式第１号） ②令和７年度いばらき海外留学（短期）支援事業出願調書（様式第２号） ③令和７年度いばらき海外留学（短期）支援事業出願者推薦書（様式第３号） ④作文（様式第４号） ⑤令和７年度いばらき海外留学（短期）支援事業プログラム計画書（様式第５号） ⑥実用英語技能検定等の外国語の能力を測る検定試験の成績を証明する写し
提出先	〒310-8588 水戸市笠原町 978 番 6 茨城県教育庁学校教育部高校教育課 指導担当 Tel 029-301-5260 Fax 029-301-5269

３ 選考及び支援金の交付決定

選考	推薦書、作文、プログラム計画書等により選考する。
支援金の交付決定（選考結果通知）	令和７年８月中旬頃に、令和７年度いばらき海外留学（短期）支援事業交付決定通知書（様式第６号）、令和７年度いばらき海外留学（短期）支援事業に係る支援金交付不承認決定通知書（様式第７号）で通知する。 ※支援金の交付は、派遣終了後に保護者名義の国内口座に振り込まれる。

4 派遣の報告

提出期限	派遣が終了した日から起算して2週間以内または令和8年3月31日のいずれか早い日までに、学校を通じて茨城県教育委員会に提出すること。
提出書類 (在籍する学校を通じて、提出する)	①令和7年度いばらき海外留学(短期)支援事業振込依頼書(様式第8号) ②令和7年度いばらき海外留学(短期)支援事業に係る留学経費支払完了報告書(様式第9号) ③令和7年度いばらき海外留学(短期)支援事業派遣生の状況報告(様式第10号) ④作文(様式第11号) ⑤派遣に係る経費を支払ったことを証明できる書類(納入済納付書、領収書等)の写し及びその内訳が分かる書類(取扱業者の請求書等)の写し
提出先	〒310-8588 水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁学校教育部高校教育課 指導担当 Tel 029-301-5260 Fax 029-301-5269

5 支援金の交付

交付の決定	上記4の書類提出後、令和7年度いばらき海外留学(短期)支援事業交付額確定通知書(様式第12号)で通知され、約1か月後に、保護者名義の国内口座に振り込まれる。
-------	--

6 留意事項

- (1) 提出された個人情報、その取り扱いについて細心の注意を払い、本事業以外に利用しない。
- (2) 出願書類は返却しない。
- (3) 可否に係る選考に関する問い合わせには応じない。
- (4) 諸般の事情により、渡航がキャンセルまたは渡航期間が12日未満となった場合には、支援金の交付決定を取り消す。また、留学のキャンセル料については、個人の負担とする。

7 問い合わせ先

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁学校教育部高校教育課 指導担当

Tel 029-301-5260